

## 第4回合同会合における委員からの主な指摘事項及び対応案

| 該当箇所                  | 主な指摘（敬称略）   | 対応案  |
|-----------------------|---|--|
| 報告書案全般                | ▼条約プラスαの部分が分かりやすくなるように、見取り図のようなものを作成すべき。（永田）  | ▼資料4-1「合同会合報告書概要版（案）」で、条約プラスαの部分を明示。   |
| 報告書案<br>2.検討の前提       | ▼P.5の図1（水銀の大気排出の図）について。大気総排出量の内訳に、人為・自然・再排出の全てが含まれていることを明示すべき。（鈴木）  | ▼ご指摘を踏まえ修正。  |
| 3-1.基本的考え方            | ▼過去の経験も踏まえ国際社会をリードする形で対策を取っていくべき。（永田）<br>▼P.6の図2（動物の水銀濃度の推移）で、1800年代まではグローバルな濃度が横ばいだったが、石炭を掘り返し出してから増加。今後この傾向をどうしていくことを目指すのか、それを書くべき。（菅野）<br>▼日本の強みである水銀低減技術を世界に展開して市場を取っていくということは、ストレートに書くかどうかはともかく、大事な視点。（高村）<br>▼水銀低減技術をブランド化し、国際的に宣伝して打ち出していくべき。表示もその一部として使っては。（菅野）   | ▼日本の取組やその国際展開を通じて、地球規模の水銀濃度の増加の抑制に貢献していく旨を記載。  |
| 3-3.水銀輸出入             | ▼輸出のトレーサビリティの確保が大事。（崎田）   | ▼（報告書案の修正はなし）  |
| 3-4.添加製品<br>(1)基本的考え方 | ▼製品の代替技術開発情報の把握といったことも重要。（高村）<br>▼前倒し・深掘り等について定期的に見直していくべき。（高村）<br>▼最後のパラ、「実現可能な代替製品がない場合」とあるが、単に水銀代替の技術があるということで、安全性の低いもの等が選択されないように配慮が必要。（田村）   | ▼最後に新たに1パラグラフを追加、技術動向の把握及び制度的見直しについて記載し、製品の安全性の観点も併せて記載。   |
| (3)製造等禁止措置            | ▼「①」の中で「技術開発の動向」に配慮、とあるが、水銀代替・低減の技術に関するものである旨をもう少し明確に。（高村）<br>▼単に水銀代替の技術があるということで、安全性の低いもの等が選択されないように配慮が必要。（田村）（再掲）<br>▼「②」の中で「事業者は（組み込まれた製品かどうか）把握が困難」としているが、「一般に困難」ではない。「困難である製品もあることに留意」という程度では。（高村）<br>▼「事業者は把握が一般に困難」は困難な場合もありうるが、そうでない場合についてはできるだけ対応すること。輸入品と国内生産されるものとの間の整合性、競争条件の統一化が大事。輸入品だけ野放しというのは拙い。（大塚）<br>▼中小企業には収益等に結びつくインセンティブを付与することが必要。地方の中小企業には自治体との連携が必要。（及川）<br>▼中小事業者への配慮も大事だが、そういう | ▼「①製造等禁止の基準値・実施時期の検討」の中で、製品の「安全性の観点等も踏まえた水銀代替・低減技術」の開発状況を考慮する旨を記載。<br><br>▼「②組み込み製品の取扱い」の該当箇所を、「把握することが困難なケースも想定し」と修正。また、「輸入事業者の負担」だけに着目せず、「取り組みやすさ」も記載。 |

| 該当箇所         | 主な指摘（敬称略）   | 対応案   |
|--------------|---|---|
| (5)流通製品の措置   | <p>人々が取り組みやすいような制度を作ること<br/>も大事。例えば②の組込み製品の輸入につい<br/>て、柔軟であってもよいので、制度としてや<br/>ることを決めることが大事。（崎田）</p> <p>▼流通把握、情報提供が反映されているのは<br/>好ましい。情報提供等は負担増になるという<br/>議論もあるが、中小事業者の負担を減らすと<br/>いう意味から積極的に検討してほしい。（鈴木）</p> <p>▼「情報提供」と「数量把握」という二つの<br/>ことが書いてあるが、見出しを分かりやすく。<br/>（崎田）</p> <p>▼分別・回収は重要だが、自治体でも相応の<br/>コストもかかる。事業者の自主回収も重要。<br/>「地域に回収ルートがある」ことが重要。（崎<br/>田）</p> <p>▼製品により情報提供のあり方が違うという<br/>点について、最終的にゴミになる時に水銀が<br/>入っていることが分かるようにすることが大<br/>事。情報提供は、コスト面でも消費者のため<br/>にも、できるだけ統一的・シンプルに。（高村）</p> <p>▼情報提供はできるだけ製品にくっついた形<br/>で表示することが適切。「ネットで見られる」<br/>というのでは、ほとんどの消費者は見ない。<br/>（大塚）</p> <p>▼情報提供の時期について、分別回収の検討<br/>状況も踏まえて考えるべき。分別回収がな<br/>されていない段階で表示を行った場合、消費<br/>者に混乱が生じる可能性。B to C か B to B か<br/>によっても違う。後者なら製品購入時にはカ<br/>タログしか見ないため、カタログの表示がむ<br/>しろ大事。また、血圧計と蛍光灯では水銀含<br/>有が1万倍違うので、対策の効果も考慮すべ<br/>き。産廃の場合、中間処理業者への情報提供<br/>の方が重要。表示は新製品の切替時期に合<br/>わせてやっていると有り難い。（田村）</p> <p>▼情報提供等の詳細の検討には、業界とし<br/>てもしっかり協力していきたい。ただしステ<br/>ークホルダーも多いので、ヒアリング等を行<br/>うなど検討のやり方はよく考えるべき。（田<br/>村）</p> <p>▼業界が情報提供についてどのように協力<br/>してくれるか明確にしてくれば、消費者も<br/>混乱することなく協力できる。（有田）</p> | <p>▼(5)の中に「①情報提供と分別回収」<br/>「②流通数量の把握」の二つの見出し<br/>を記載。</p> <p>▼情報提供のあり方について、「事業者<br/>負担の観点及び消費者に適切な分別処<br/>理を促す観点から、分かりやすい情報<br/>提供がなされるべき」旨を記載。また、<br/>水銀添加製品の種類によって「流通経<br/>路等が」異なる旨を記載。</p> |
| (6)その他       | <p>▼試買調査の実施の際、水銀の測定法が問題<br/>となる。環境モニタリングの上でも測定<br/>の精度管理が重要。（鈴木）</p> <p>▼試買調査は、マークが付いているものしか<br/>やらないということのないように。組み込<br/>みが想定されるもの全てを対象に行うべ<br/>き。（有田）</p>  | <p>▼（今後、試買調査の実施や実施計画<br/>の策定に際して考慮）</p>   |
| 3-7.暫定保<br>管 | <p>▼管理指針について、「指針」だと不遵守の場<br/>合の対応が取りにくい。水銀廃棄物は暫定保<br/>管よりは厳しい対応が必要であり、「管理基<br/>準」とした方が適切ではないか。（大塚）</p>  | <p>▼「管理のための指針・基準」と修正。<br/>（3-8.水銀廃棄物でも同様に修正）</p> <p>▼管理指針の中身（運搬を含めるか）<br/>については、条約で含まれているかと</p>   |

| 該当箇所          | 主な指摘（敬称略）   | 対応案   |
|---------------|---|---|
|               | ▼管理指針に運搬も入れるべき。運搬と保管は一体だし、バーゼル条約指針も運搬は含まれている。（大塚）   | いう観点も含めて検討。（当日回答済み）   |
| 3-8.水銀廃棄物     | ▼廃掃法上の取扱いも参考に、排出者の責任を明確にすべき。回収・処理事業者だけの責任にならないように。（築地原）<br>▼管理指針について、「指針」だと不遵守の場合の対応が取りにくい。水銀廃棄物は暫定保管よりは厳しい対応が必要であり、「管理基準」とした方が適切ではないか。（大塚）（再掲）   | ▼（処理等の責任に関しては、法的措置を考慮する段階で具体的に検討。）<br>▼「管理のための指針・基準」と修正。（3-7.暫定保管でも同様に修正）             |
| 3-9.実施計画      | ▼実施計画は法定であるべき。技術進歩や社会状況の変化、消費者の価値観の変化等を踏まえた定期的なフォローアップが法的に位置付けられることが大事。（高村）<br>▼国内事業者の技術・実績をブランド力として宣伝し、2020年、あるいは2030年までの長期的な視点で計画を立ててほしい（菅野）  | ▼（「定期的フォローアップ」自体は原案でも記載されているため、原案どおり。）  |
| 4.今後の課題       | ▼継続課題とされている事項をどこで検討するか、検討の場を考えるべき。（大塚）<br>▼継続課題について、具体的な運用にかかわることであって、ここをどうしっかりとつくっていくかというのが一番大事。様々な利害関係者がいるので、どういった場でどんなスケジュール感でやっていくかというところは、法律を決めるところとは別のところで、なるべく早い時期から検討すべき。（丸山）<br>▼制度を構築した後の定期的な見直しも位置付けるべき。（大塚） | ▼継続課題の検討方法等について、資料5「今後の進め方について」において整理。  |
| 参考資料1（熊本県資料）  | ▼参考資料1では分別・回収等にも言及されているが、循環部会でも提示されるのか？（築地原）  | ▼循環部会の報告書の検討段階はすでに終了。（当日回答済み）   |
| 資料2（INC6結果報告） | ▼INC6での議論内容について。輸出入関連のフォーマットと日本国内で考えている措置との整合性。また、暫定保管の指針についての議論状況。（高岡）   | ▼フォーマットは最低限のものだが、それ以上には各国独自の措置を置いて対応。暫定保管指針は議論は行われたが継続検討。（当日回答済み）                     |
| その他           | ▼この報告書は英訳するのか。ここでの議論は大事であり、最終的にできあがった制度だけを英語で見せても経過が分からない。フィロソフィー・ロジックが分かるように。また、英語に訳した時に分かりやすいような工夫も。（菅野）<br>▼今回対応しようとしている取組がそれぞれ報告書案のP9にあるフロー図のどこに当たるのか見えるようにするべきではないか。（蒲生・追加意見）                                      | ▼英訳等による国際発信は重要であるが、英訳の方法や時期は今後検討（当日回答済み）<br><br>▼国内の水銀マテリアルフローにおける個々の取組のマッピングは、別紙に整理。 |

